

## 北前船主の一類型 : 兵庫県城崎郡香住町宮下家の 場合

著者	津川 正幸
雑誌名	關西大學經濟論集
巻	13
号	4-6
ページ	715-745
発行年	1963-12-20
その他のタイトル	A Type of Merchant Carrier in the Nineteenth Century Japan
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/15419">http://hdl.handle.net/10112/15419</a>

# 北前船主の一類型

—兵庫県城崎郡香住町宮下家の場合—

津 川 正 幸

—

本稿において述べようとするところは、一般に北前船とよばれ、買積みを主なる経営形態とする自己運送廻船業者—商人船主の業務経営の一類型についてである。

いうまでもなく、北海道から西廻り航路を利用して兵庫・大阪に往復し、裏日本・瀬戸内あるいは北九州の諸港を稼ぎ場とする北前船の本拠は、北前五大船主の出身地から推して考えても明らかのように、越前（右近家）、加賀（広海家、大家家、浜中家）、能登、越中（馬場家）と旧称された福井・石川・富山の各県にわかれる北陸地方である。したがって北前船の定義を「北陸の船で、関西方面と北海道の間を往復した帆船で、買積制度によるもの」とする向もあり、昨今ようやく盛んになってきた北前船の研究も、この地方にかぎられていた。

しかしながら、本拠が北陸地方にあったということは、主力がそこにあつたといいうるとしても、他地方に類似

北前船主の一類型（津川）

のものがなかったとはいえない。また運賃積―他人運送を主なる経営形態とする菱垣・樽西廻船に対しての買積み船を一般に北前船と呼称するとすれば、その起原なり本拠地がどうであろうと、裏日本全般にみうけられる同種の経営形態を有する商船を北前船と呼称しても、何等差支はなからうと考えられる。そこで本稿において、取上げようとする例は、北陸地方の北前船に対して、アウトサイダー的存在であったともみられる山陰地方に本拠をもつ北前船で、従来ほとんど取上げられることのなかった但馬の北前船について、とくに城崎郡香住町安木浜の宮下仙五郎家の場合について、その概略をみようとするものである。

ところで、幕末から明治期を通じての、わが国海運業の動向は、実にめまぐるしい様相を呈した。沿岸航路のみについてみても、就航する船舶の種類は、旧来の大和型帆船がなお健在であり、西欧の先進文明とともに蒸汽船が導入され、和船の不備をおぎなうべく西洋型帆船が逐次建造された時期である。また日本郵船・大阪商船の二大特権会社の経営するいわゆる「社船」と、その他すべての船主・海運企業を総称する「社外船」グループが形成されつつあって、技術的に、あるいは経済的にわが国における近代的海運業の黎明期であった。ということは、他方において、旧幕時代から活動し、相互に相剋して発展をとげた大和型帆船によつた諸廻船業が、線香花火にも似た状態で、点火された時の勢いのよい花々しい輝きをみせ、やがて軸の先の小さな火玉となって、まさに消えんとする寸前の断続的な名残りのかがやきをみせて終るような、衰微の時期であったといえる。<sup>(3)</sup>

この期の海運業の、とくに「近代化」の問題については、神戸大学佐々木誠治氏の「日本海運業の近代化<sup>(4)</sup>」と題する優れた論考があり、とくに近代船主の類型化を試みられ、社船と社外船の区別のもとに、主要社外船主の近代化過程について、詳細な資料をふまえての実証的な研究がある。その中で、「昔からの船主」のうち「北前船系グ

ループ」の代表として、加賀の広海二三郎（広海汽船）の場合を考究され、北前船の近代化―北前船主が近代船主に推転する過程を、あますところなきまでに究明されたかの感がある。

しかし本稿においては、同氏の分析視角とは逆に、近代化の過程ではなく、近代化にとり残され、むしろ旧態依然とした営業を固守し、あるいは転業し、あるいは退廃してゆく過程の一事例をみようとするものである。いうなれば「後向き」の姿勢ではあるけれども、決してわが国の明治期における経済成長を無視するものではなく、むしろ一八世紀中葉の動乱期（安政―明治）を経て、改革の時代に入り、紙幣乱発によって惹起されたインフレーション、地租改正の実施と紙幣整理の時期（明治十四年以降）にはいって、前期の反動としての米価の暴落、明治二十年（一八八七年）頃からの、世界的な銀価の動揺ないし下落によっておこされた日本の為替相場の動揺と物価の高騰、続いて日清戦後の反動恐慌、日本の産業革命の進行、日露戦争前後の海外市場への発展等々、波動する社会経済に如何に対処し、如何に生き抜きあるいは退転していったかを見ようとするものである。

まず、幕末・明治期を通じて、北前船主が時勢の変化にいかに対応し、企業の主なる基礎を何処においたかの観点に立ち、しかも何等かの命脈を保って、存続しえた企業者ないし産業者を大雑把に分別すると、大体三つの類型に区分することができるであろう。すなわち、

- (一) 海運業を継続し、近代船主となったもの。
  - (二) 大阪はじめ、主要な港湾都市に定住し、問屋商人、金融業者となったもの。
  - (三) 海商による利益を土地に投資し、地主化したもの。
- の三類型である。

(一)の類型に属するものは、北前船グループの中でも比較的にもっとも初期に海商を開始した、能登・加賀・越前の船主で馬場家・広海家・右近家のような場合をその代表としてあげることが出来るであろう。<sup>(5)</sup>

(二)の類型に属するものは、(一)の類型に属する、先進的な船主に刺戟されて、時期的には少しおくれて開業し、地域的には前三者の出身地に近接する能登・加賀・越前の中小船主、例へば加賀の西村屋忠兵衛家などをあてることが出来るであろう。<sup>(6)</sup>

(三)の類型に属するものは、(二)の類型に属するものよりも、さらに開業が遅れ、地域的には、アウトサイダー的存在と規定した但馬地方の船主の若干などで、諸寄の東藤田家、香住安木浜の宮下家、豊岡の滝田家あるいは隠岐島後布施村の山口家<sup>(7)</sup>などをその代表としてあげることが出来るであろう。

## 二

さて前述の通り、北前船の主力は北陸地方にあり、山陰地方の北前船をそのアウトサイダー的存在とみた以上は、山陰地方の船舶保有状態を明らかにし、前者と比較しなければならぬ。しかしながら、残存史料が僅少であるため今その詳細を知ることが出来ないのと、とりあえず一地方の客船帳によってその概略のみをみることにしよう。いうところの客船帳は、海事史料双書第四巻におさめられ、原本は神戸大学経済学部<sup>(8)</sup>に所蔵されているもので、同双書の編纂者住田正一氏の解題によると、明治二十二、三年頃に、下関地方の一流問屋が、古い元帳を整理作成したものであろうと推定されているものである。しかし最近の研究では、下関ではなくて、浜田港の一問屋とみる向もあり、いずれにしても日本海沿岸の一港湾都市でものされた帳簿であることには違いなさそうである。さ

第1表 但馬国在籍良一覽

地名	文政～ 慶応	明治10年 まで	20年まで	30年まで
居組	16	12	1	5
柴山	3			
一市	1	3	2	
訓村		1		
安谷	1		2	
諸寄	11	3	25	
釜屋			1	
竹ノ	6	7	30	6
須井				2
瀬戸	9			
豊岡	3	2	5	2
計	50	28	66	15

海軍史料双書第4巻 諸国御客帳による

てこの客船帳によると、記載された船舶が、必ずしも買積をおこなう北前船ばかりではなく、運賃積を主たる経営形態とする船舶も混入し記載してはいなかったかを明らかにしえないきらいがあるが、石見津和領小浜浦については、安政七年（万延元年—一八六〇）万延二年の間に五艘、明治になって四艘の船名がのせられ、出雲国については、キヅキ・大芦浦・板津浦廻・松江・竹矢村・古浦・加賀浦・十六ノ嶋・うどう浦・鷺浦の十カ所、文政九年から慶応三年の間に一五艘、明治期に一七艘、伯耆国については、上道村・境湊の二カ所、明治期に四艘、因幡国では

大塚浦・赤崎浦・橋津浦・酒津浦・青谷浦・加路浦・田後村・淀江浦・泊里浦・田尻浦・八橋・由良津・浜村・江原・大谷の一五カ所より、文化二年（一八〇五）から慶応三年（一八六七）の間に二十八艘、明治期に四一艘、丹後国については、間人浦・由良・夕日浜詰村・岩滝・神崎村の五カ所、天保七年から安政六年（一八五九）の間に一五艘、明治二十二年に六艘の船名が記録され、それだけの船舶の出入があったことをしめしている。ところで、但馬国在籍の船舶で同客船帳に記録されたものは、第一表に示す通り、居組・柴山・一日市村・訓谷・諸寄・釜屋村・竹ノ浜・須井村・瀬戸・豊岡の現美方・城崎両郡にまたがる一カ所、文政八年（一八二五）から慶応三年に至る間に五〇

艘、明治一〇年までに二八艘、同二〇年までに六六艘、記載の最終期日である明治二十四年三月二十二日までに一五艘、計一五九艘の船名があげられている。これを先の山陰諸国の在籍船舶数に比較すると、出雲三二艘、伯耆四艘、因幡六九艘、丹後二一艘および小浜浦四艘を合計して、一三九艘であつて、但馬一國の船舶数が出雲・伯耆・因幡・丹後と石見の一部の五ヶ國在籍船合計を上廻る状態である。勿論、諸國廻船のうちには、この客船帳作成者である一間屋に着船せず、同所他問屋あるいは最寄りの他港に入港、着船したものであるであらう。そうだとすると、各国在籍の諸廻船もここにあらわれた数を上廻るであらうが、その条件は、但馬在籍船舶についても同様の条件があつたといえるわけで、同じ条件で比較してよからう。そうした意味における比較で、なお同客船帳記載の諸國船名数において、隱岐國二一五艘、越前國一八一艘、加賀國二八三艘、能登國一五〇艘、越中國二八六艘、越後國二五九艘には匹敵しえないまでも、数の上では能登一國の在籍船名数を少し上廻る船舶数が当該港湾に出入港し、したがって日本海を北に、西南に往來していた程の船舶をもつていた地方であるといふことができる。

この間の事情を、いま一度地元但馬の竹野・諸寄・浜坂等に殘存する史料によつてみると、文政年間(9)の「諸廻船往來改帳」によれば、同九年(一八二六)に諸寄港に入港した船舶八〇艘、同十年一一〇艘、同十一年五九艘が数えられ、風待ち、あるいは飲料水の補給のために寄港する諸國廻船の往來のあつたことを知らせ、更に、天保年間の「諸廻船往來改帳」には、但馬地方在籍の廻船名が散見され、城崎郡津井山村・瀬戸村・小嶋村・美含郡竹野村・安木村・柴山村・上計村あけ・沖浦村・境村あまろく・余部村等の村名が記載され、なかでも竹野村分については、天保二年(一八三二年)に一五艘の船名がのせられており、さらに他の史料によると、同村において船手形をうけた者が、文化十三年(一八一六)三四名、同十四年七名、文政六年(一八二三)には八〇名、さらに嘉永二年(一八四九)久美浜

代官所改めによる同村の廻船艘数は、五十石ないし四百石積廻船五二艘と調査されている。これを先にあげた第一表にあわせて考えるならば、文政八年から慶応三年に至る間の同村在籍船の当該港湾に入港した船数は六艘である。しかるに嘉永二年の船改めでは五二艘、積石数の大小によって航海範圍もおのずから広狭があったにしても、相当数の廻船が日本海を往来したであろうことが推察される。このことは、竹野浦のみについてだけでなく、但馬沿岸の諸村の殆んどが、海に生業の基礎を求め、漁業に、あるいは廻船業にそれを求めなければならないような事情にあったところから、竹野浦と同様の行き方があったであろうことが考えられるわけである。

右のように、但馬沿岸の諸海村においては、諸国廻船の往来寄港もあり、それぞれの居村の村落事情からして、廻船業に進出する素地は充分にあったわけである。

### 三

さて、宮下仙五郎家について、先に引用した中井寿孝氏の「日本海の回漕業について」の一節を再度引用すると、「宮下家は北但に於ける山林地主として最も代表的なものだが、先般の調査で知り得た事は、宮下仙五郎が直乗船頭で、五人乗りの船をもって回漕業を営んでいた事が見られ、翌三年（明治）には仙五郎が沖船頭となって、大阪の桜屋重太郎手船に乗り組んでいた事が伺われる。保存されている古文書より見ると、明治二十年以降山陰線開通時までが全盛期で、一時は第一号明宝丸・第二号明宝丸・明生丸・真徳丸の五艘（五隻）の廻船を持ち、遠く北海道から下関、更に瀬戸内にかけて活躍した姿がしのばれる。」（昭和三十六年以前におこなった調査による。）と同家の買積船業者としての発端と営業状態、さらに廻船業から大山林地主への転向の一端を述べている。



第2表 宮下仙五郎略歴

年 代	事 項
天保元年 (1830)	生る、生後3日訓谷大倉彦兵衛家へ養子
7年	実家に帰生。
文久2年 (1862)	300石船を購入、生家没落の為間もなく売却
3年	生家の老朽船を修理、これを境港にて良船とかえる。
慶応元年 (1865)	北海にて暴風にあい破船、
2年	大阪にて700石船を新造、同年12月16日境港にて、諸寄勢
3年	戸屋平左衛門持船500石積船を346円で購入。
	分家し初代仙五郎を名乗る。
	生家の為1860円で船を購入、田畑6反歩と共に生家の財産とする。
明治元年 (1868)	大阪にて明栄丸400石新造
5年	明神丸800石新造(6年5月改船石624石5人乗)
7年	明宝丸700石新造。
11年 (1878)	大乘寺持田30町7反余を1524円余で購入。
12年	正月大阪立売堀秋岡源兵衛に持船386石積(明生丸)を売却し、大阪難波小林弥助から575石積(鑑札石)新造船を2830円で購入
16年	5月秋田能代大原慶次郎から250石積日本形17反帆船を760円で購入
18年	明生丸659石大阪にて進水 秋田県能代で建物(4月5尺:7間3尺)1軒を420円で購入
20年 (1887)	明神丸修理
21年	4月11日城崎郡小島にて、明神丸482石進水船頭梁津山勘兵衛
	5月10日大阪難波小林弥助建造明生丸659石進水(18年の分と重複)
24年	1月神戸綱盛源兵衛に明生丸売却 3月19日小島津山勘兵衛建造明宝丸448石進水
28年	4月25日明宝丸進水(24年の分と重複)
29年	3月家督を長男仙太郎に譲る (巨万を蓄え、田を買い、林を植え、旁々興業を行なう)
30年 (1897)	7月仙太郎銀行創立委員長として美含銀行創立し、取頭となる
33年 (1900)	3月15日明生丸894石を小島にて新造
38年	8月10日秋田県象瀧港にて暴風に逢い明生丸(894石)破船
40年 (1907)	10月14日初代仙五郎死去
43年	明神丸639石解散届
44年	諸船解散

ところで、家下家所蔵の文書<sup>(10)</sup>によると同家は初代仙五郎の代になって初めて廻船業を開始したのではなく、仙五郎の実家も既に旧幕時代より同業を営んでいたらしく、恐らく仙五郎も幼少の頃から乗船していたものと思われる。まず初代仙五郎が直乗船頭<sup>(11)</sup>船主となり、手船を新造して営業を拡大してゆく過程をしる為に、船を中心とする初代仙五郎一代の略歴を第三表に表示しよう。

これによると、七才から三十三才に至るまで家業に従い、帆船に乗船して資金を貯え、文久二年(一八六二)に三百石積帆船を購入している。ところが時運は彼に恵まず、折角に購入した帆船も、生家の没落に逢って、止むなくこれを売却し、ようやく残された生家の老朽船を修理して商船営業を継続した。その後事業も進み、その年に、なお良船を購入するの望みやみがたく、伯耆国境港にしかるべく船を見出し、一航海の利潤を投じて老朽船と換え船した。かくしてようやく軌道に乗ったかみえた商船営業も、慶応元年(一八六五)の秋下りに暴風に逢い、船を傷めてしまった。しかしながらこの時には、既に相当の利益をあげていたらしく、同年十二月十六日に、再び境港で、但馬国二方郡寄勢戸屋平左衛門の持船五百石積帆船を購入し、他方において、大阪で七百石積帆船の建造にかかっている。以後明治七年にいたるまでに、同元年に明栄丸四百石積帆船、同五年に明神丸八百石積、同七年に明宝丸七百石積を建造しており、明治初年には五艘の帆船を所有していたことになる。

ところで、これらの帆船のうち、明治五年に建造された八百石積の明神丸は、明治六年五月廿八日の改めによると、六百二十四石積とあり、さらに明治十一年四月二十日には、

御鑑札御改正願

但馬国美含郡安木村

北前船主の一類型(津川)

一明神丸

宮下仙五郎 直乘

乗組 九人

四百八十六石積

右之船御鑑札、先般豊岡県におゐいて願受、御鑑札表四百八十六石積ニ御座候処、船形より石数多分積被入候に、北海道七湊之内ニテ荷物積入候節、右御鑑札表より余は積入ニ難出来故、甚々難渋仕候ニ付、元豊岡県御鑑札奉返上候間、何卒再御検査被成下、御改正之段奉願上候、以上

明治十一年

右 仙五郎 ㊦

四月廿日

兵庫東出町

右之通願上候ニ付奥印仕候也

船宿 綱盛 弥兵衛 ㊦

戸長 川崎 治兵衛 ㊦

兵庫 県

権令森岡昌純殿

と鑑札表の積石数の改正を願ひ出ており、実積石数よりも小さい届けがなされていたような事情がうかがわれる。さらに、明治七年までに五艘の手船を所有していたと述べたがこの点なお疑問の余地を残している。持ち船を売

却した史料、あるいは破船の記録がない為に詳細が判明しないが、明治十年三月の証文の中に、

借用記

一金百五拾圓也

右之金子正ニ請取借用仕候処実正也、然ル上は壹ヶ月金高三圓づゝ相加へ、我等手船明神丸・明宝丸・明生丸右三艘之内、何れニても登次第元利共無滯急度返却可仕候、若船玉登リ無之候節ハ、我等手元ヨリ無滯滞返済可致候、為後借用証依而如件

明治十年三月五日

宮下仙五郎

綱盛弥兵衛殿

我等手船明神丸・明宝丸・明生丸右三艘とあり、おそらくその他の古船と積石の小さい帆船は売却し、仙五郎にとつて当時最適の経営規模と考えられたであろう三艘の所有状態であったことが推察出来る。

また右の証文でみられるように、はじめのうちは船仕建てをする時に、右証文の場合は船宿であるが、その他問屋などで購入した中荷代金は、その時に即時払いをしないで、一航海終つて決算し、支払った場合が屢々見うけられる。例へば、慶応三年には、

借用申金子手形之事

一金貳拾兩

但八月半より利足付

右之通中荷代金之内借用申処実正ニ御座候、尤返済之儀は、為立御登之節、元利共無相違御勘定可申候、為其借用

北前船主の一類型（津川）

手形如件

慶応三年卯八月十六日

但馬安木

宮下源四郎 ㊦

内道屋七右衛門殿

(裏書)

表書之金子貳拾兩也

(明治六年)

西四月十五日元金請取候 以上

但シ 利足之儀勘弁此表相済申候

内道屋七右衛門

宮下仙五郎殿

と中荷代金の内貳拾兩を借用し、裏書き文面の千支に相違なければ、明治六年に支払をすませたことになる。

また、船仕建てにあたり中荷代金を船宿・問屋などで借勘定にして航海をはじめただけではなく、新年度の初航海の為に、船囲い場所に向かって郷関を出立するにあたり、居村・近隣村の親類・縁者より融通をうけて、資金集めを行なった形跡がある。すなわち、明治元年十一月から正月にかけて、二回にわたり祖父宮下庄助から合計金千兩を借用し、同四年正月には、「無抛急場入用の為」の理由で金五十五兩を滝本貫一郎より、金三十兩を所有していた上田七畝一五歩を質入れして訓谷村甚助から借用し、明治五年には祖父庄助から金札五十五兩、滝本貫一郎か

ら金五百兩を借用し、翌六年一月には松井忠助から金六十一兩、同年八月の二番下りには、同人から金七十兩、竹野村橋井与平治から金百五十兩、桑ノ本村丸山常五郎から金百兩、滝本勇助から金式百兩などの融通をうけ、殆どの場合航海終りに約束通り元利共に皆済している。この事は、自己資本のみならず、他人の融通可能な所持金をも集めて、出来るだけ充分な資金をもって、積載可能な最大限の中荷を仕入れ、価格の地域差を察知して、不等価交換による利潤を最大にしようとしたものであり、実際に、破船・難船の無い限りにおいて、そのことが可能であったことを立証するものである。また、北前船主が、他人の資本を導入して営業しつつも、その資本蓄積において、「第一年の利潤で造船費を償却し、次年度の利潤で中荷の資金を獲得し、以後は全て蓄積されるままであった。」<sup>(2)</sup>といわれる点はある程度まであたって、その上さらにただ蓄積されるままではなく、その蓄積に他人からの資金をも導入して運転資金を増し、買積營業を拡大しようとしたものである。

価格の地域差を利用しての不等価交換による利潤の獲得は、実際に売買仕切帳を分析して、仕入値と売値を比較すれば如実に判明するが、明治十七年以前の仕切帳は残存しない。そこで、相当額の利潤を獲得したであろうことを推察しうる資料として、神社・仏閣への寄進と、土地への投資状態をみることにする。

前者については、判明する範囲で、明治九年十二月に、島根県八束郡美保関に鎮座する美保神社に金百兩を寄進し、同時に香川県琴平の金刀比羅宮へ金五十兩、翌十年に金五十兩合計百兩を寄進している。また徳島県三好郡箸藏の金刀比羅宮奥院へも相当額の寄進をなし、「内陣宿泊許可証」を得ており、明治十六年には、地元長谷寺へ金六十兩の寄進があり、伝えるところによると、各地の社寺に寄進・絵馬奉納があったようである。ちなみに当時の金百兩は、大阪堂島の正米石当り値段に対比しその貨幣価値をみると、この年の米相場は最高五円六十銭、最低四円四

十銭、平均五円とみて、二十石の正米を購入しうる値である。勿論地方の小売価をもってすれば、それ以上の購買力をもつであらう。

他方、土地への投資、田畑の集積状態の概略をみると、すでに明治三年に生家の為に、散田六反歩を購入しており、明治十五年には田畑合計一〇町歩余を所有している。そのうち購入経過の判明するもののみをあげると、明治十一年五月二十五日、森村の岡田孫兵衛から田地四反一畝一步を金一六六円九四銭（地価二二四円七〇銭七厘）、同廿九日、同村坪多卯平次より田地三畝二〇歩を金一四四六一銭六厘（地価一八八五銭三厘）、同村古路助次郎より田地三畝二〇歩を金一七四九六銭三厘（地価二二四一銭七厘）を購入している。これはたんに、彼等三人にかかる事情からの田地売買取引ではなく、森村の村方上告訴事件入用の費用を捻出するための田地売買で、円山応挙の襖絵で有名な応挙寺―大乘寺々田をも処分する必要にせまられ、その交渉が仙五郎になされており、一つには彼の信仰心と、実弟が仏門にあった関係もあったであろうが、田地売渡しの相手方を選ばれる程の資力、資本蓄積があったとみなければならぬ。ところで売買の対象となった大乘寺々田とは、<sup>(13)</sup>第三表の通り、一等田から六等田までの八一筆、反別三町七反八畝二九歩で、地価合計二〇六四四三銭七厘と評価された相当の面積の田地で、これを代金一五二四円二四銭五厘で購入している。

しかしながら、田畑購入についても、すでに獲得した利益金をすべて投じたのではなく、一航海の利潤を見越して、売地購入の為に借金をしている場合がある。例へば、

### 覚

一金千五百両 田地代則譲り証文表

第3表 大乘寺売渡田地

品位	反・畝・歩	地価(円)	品位	反・畝・歩	地価(円)
1等田	1. 4. 12	88.079	〃	1. 11	7.027
〃	1. 0. 04	61.982	3等田	2. 27	16.622
2等田	1. 0. 03	60.612	5等田	1. 08	6.513
〃	8. 21	52.210	4等田	1. 15	7.906
〃	8. 03	49.541	6等田	1. 12	5.501
3等田	1. 3. 06	75.661	1等田	8. 26	54.234
4等田	1. 1. 19	8.609	2等田	4. 01	24.205
3等田	9. 01	51.778	3等田	1. 0. 06	58.465
4等田	3. 00	15.812	4等田	6. 05	32.503
〃	3. 29	20.907	〃	4. 16	23.894
〃	2. 01	10.711	〃	3. 09	17.393
3等田	4. 29	28.468	〃	2. 05	37.773
4等田	. 29	5.095	1等田	2. 24	17.126
〃	1. 06	6.325	2等田	7. 12	44.408
〃	1. 11	7.203	〃	8. 16	51.210
5等田	1. 03	5.656	3等田	3. 04	17.960
〃	1. 09	6.684	〃	4. 21	26.940
〃	1. 08	6.513	〃	7. 17	43.371
6等田	2. 13	9.562	4等田	1. 1. 01	58.154
5等田	1. 06	6.170	〃	8. 03	42.693
4等田	4. 15	23.718	〃	9. 10	49.193
〃	1. 18	8.433	6等田	5. 06	20.433
〃	4. 23	25.124	4等田	5. 19	29.692
5等田	1. 16	7.884	〃	1. 0. 10	54.464
〃	1. 16	7.884	〃	6. 02	31.976
〃	1. 08	6.513	〃	6. 14	34.084
〃	. 28	4.799	〃	6. 29	36.719
〃	1. 05	5.999	〃	5. 05	27.232
6等田	. 12	1.572	〃	3. 26	20.380
〃	1. 04	4.453	3等田	5. 07	29.997
〃	1. 03	4.322	〃	6. 05	35.347
〃	1. 24	7.073	4等田	2. 12	12.650
〃	1. 28	7.597	〃	1. 2. 05	64.127
〃	1. 26	7.335	〃	1. 0. 13	54.991
5等田	1. 15	7.712	5等田	8. 04	41.819
6等田	2. 02	8.101	4等田	1. 0. 02	53.059
〃	3. 00	11.789	〃	9. 15	50.072
5等田	. 26	4.459	〃	6. 18	34.787
〃	1. 13	7.370	〃	5. 15	28.989
〃	1. 16	7.884			
〃	. 23	3.942			
5等田	. 29	4.970	計	3. 7. 8. 29	2,060.437

北前船主の一類型(津川)



内金五百兩 既金請取

同金五百兩 滝本より請取

残金五百兩也

右は貴殿船初下り迄、無利足返金、則証文請取之候 以上

明治五年正月

安田 与八郎 ㊦

浜安木村 仙五郎殿

借用申金子之事

一金五百兩 但シ利足月一五

右は今般、安田与八郎殿より、田地譲り請候処、金子足り合不申ニ付、達て御頼申上、即前書之金子高値ニ請取借用仕候処実正明白也、然ル上は、右定之加利足元利金共、来ル七月晦日限り聊無相違御返金可仕候、万一本人不埒之儀申出候共、請人より弁金仕候ても、貴殿へハ御心配相懸不申候、為其請人加判金子借用証文仍て如件

明治五年申正月元

浜安木村 借用人 仙五郎

請人 藤右衛門

同 庄 助

滝本貫一郎殿

に見られるような例が、明治十三年二月にも「耕地買請金要用ニ差詰り」との理由で、訓谷村永田佐七から金六百円の借入れをし、その後明治十九年五月に、同人より金四五〇円、無南垣村尼子久珍より金四百円を借用した例にいたるまで田地を購入し、代金は他借して支払い、借用者には一航海の利潤をこれに引当て支払っている例が屢々みうけられる。

このようにして、明治十八年にいたるまでに、田畑一八町七反二畝三步、と外に一町四反一畝二八歩、計二〇町一反四畝一步、山林七反二畝三步を所有する程になっていた。このように、田畑・山林への資本投入をなさしめるにいたった転期は、明治十二年から十五年頃であって、当初仙五郎は、商船営業が好調に進むに従い、中央へ進出し、本拠もそこに移そうと考え、明治十三年には大阪安治川口に土地購入を契約したが、家人の理解を得られず契約を取消し、さらに同十五年には、距離的に近ければと、浜田港にて土地購入の契約をしたが、この場合も家人の反対に逢いその実現をみるにいたらなかった。かくして、もだしがたい事業心は、一方は商船活動に向けられ第二明宝丸・真徳丸の建造をすすめて、所有船数の増加をはかり、他方において郷土開発に着眼し、山林所有、植林事業に着手し、明治末年に三百町歩、大正五年には券面五百町歩の山林を所有するにいたっている。その間初代仙五郎の家督を明治二十九年三月に相続した長男仙太郎（二代目仙五郎）の協力があり、廻船業と山林業の外に、金融業をも兼業し、城崎郡・美含郡内の大口金融を行っていたが、「金融の業は個人の営む所にあらず」との考えより、二代目仙五郎が創立委員長となり、三十年七月に美含銀行（現但馬銀行）を設立し、初代頭取となつて、自己の所有する債権すべてを銀行に肩代りしている。

右にみられるような、事業拡張の源泉は、いうまでもなく廻船事業にあつて、同家の廻船業最終期である明治末

第4表 船舶土地収益一覽

年次	船舶収益 (円)	土地収益 (円)	備考
明治37年	3,778	3,425	米石当り @ ¥ 12.00
38年	8,351	4,037	@ ¥ 14.00
39年	2,795	4,057	@ ¥ 14.85
40年	5,437	4,785	
41年	5,095	5,095	
42年	2,505	4,501	@ ¥ 12.50
43年	238	3,513	@ ¥ 14.50
44年	852	3,863	@ ¥ 15.00
大正元年		4,527	船なし 取米 290石
2年		5,442	
3年		5,225	@ ¥ 20.00
4年		3,195	@ ¥ 12.00
5年		3,197	@ ¥ 12.00
6年		4,233	@ ¥ 12.00
7年		6,071	@ ¥ 23.00
8年		7,960	@ ¥ 39.00
9年		6,200	227石
10年		7,000	180石
11年		4,450	164石 @ ¥ 25.00
12年		3,800	@ ¥ 23.50
13年		4,250	@ ¥ 39.00
14年		2,863	@ ¥ 35.00
15年		2,066	58石 @ ¥ 32.00
昭和2年		1,850	60石 @ ¥ 26.00
3年		1,790	50石 @ ¥ 26.00
4年		1,415	45石 @ ¥ 25.00
5年		1,525	45石 @ ¥ 27.00

○大正11年以降年貢取米の減少は、小作人に田畑を譲渡し  
所有地減少によるものである。

○この集計は宮下家の計算によった。

年においても、第四表にみられる通りの収益をあげている。しかも第四表の土地収益は、田畑の小作料収入を示すものであって、山林については植林を主とし、下刈り、柴刈りはあっても成木を伐採してこれを販売した事例はなかつたようである。

## 四

しからは、かかる廻船業利潤は如何にして獲得しえたかを究明しなければならない。

その理由―少なくとも宮下家の業務経営について察知しうるものは、

- (一) 航海の安全
- (二) 物品量目の正確なること
- (三) 各地の商況の研究
- (四) 船中乗組員と船主間の人間関係
- (五) 勤労奨励の為の「切出し制」の採用
- (六) 寄港地の神社・仏閣・学校等への寄附、住民への施行により、今日的な意味でのPR（人間関係）による信用の獲得

などにその理由を求めることが出来るであろう。

(一)については、すでに第一表によって見られる通り、慶応元年に一度、明治三十八年八月十日に秋田県象瀉港において、新造船下<sup>みなおろ</sup>し後五年という、最も操舵しやすくなった時期に、水先不案内の港に碇泊して暴風にあい、破船に至った事例をみるのみで、他に事故をみなかったことが事業を有利に導いた最大の理由となっている。

(二)と(六)については、船印の宮の字が諸国通用の呼称となり、入港する船印で帆船を識別し、「宮の字」・「宮の字」と歓迎されたらしく、量目の正確である為の信用を得る為には、百斤の砂糖には百拾斤と一割の込みを加増し

て売買したと伝えられ、また団体・個人への寄附・施行によってえた恩恵として、某地入港時に台風に逢い、船を待避させるに、その地の小学校全員をあげての協力を得、危機をのがれ得たことが伝えられている。

(三)の各地商況の研究は、いうまでもなく物品価格の地域差による不等価交換によって、利潤を獲得する経営方法によるものであるから、各船主ともに、仕入地・売却地・仕向品の種類・銘柄については絶えず研究するところがあつたであろう。この点宮下仙五郎も他船主と同様に、いなそれ以上に商況研究に努力し、一年の航海を終え、船囲いをすませると、陸路郷里に急ぐ足を、各地商業都市に止め、その地の商業会議所、市場を巡歴して商況を打診し、あるいは、「大阪商況新報」・「関門商報」など、主要な商業都市の業界新聞を購読して、市況の動きに常時注意していたようである。

四)の船中乗組員と船主間の人間関係については、雇傭する沖船頭・親父・表衆・賄い・その他ひらの主水・炊の船中は、殆んで地元あるいは近村の気心の知れた者で構成されており、旦那(船主)と船中の関係は家族的な雰囲気であつたと伝えられる。そのことは、船頭・親父と他の船中との間にも同様の人間関係が保たれ、例話として、「某港で船頭があやまって「あゆみ板」から海中に落ちるのを見て、船中一同、その失敗を笑わず、同じように我が身を海中に投じて、助けあげた。」との懐古談が聞かれた。

右のような人間関係も、「板子一枚下地獄」の海洋生活を通じて、相互扶助的結びつきが培われてきたことであるが、この関係も金銭的な面で、なんらかの配慮がなければ、経営上にその弱点を露呈したであろう。ところが船中の経営上の過失ないしは不正として、顕著にあらわれる事故もなく、相応の利潤を獲得し得たいま一つの理由は、因にあげた「切出し制」の実施である。いうところの「切出し制」とは、「帆待ち積」と共に、船頭・主水

が、船主の勘定の外に、あるいは支給される給金とは別に自己の取分となる金銭を稼ぐ方法で、「帆待ち積」は屢々不正視されるが、「切出し」は、中荷（積荷）の種類によって、ある場合は船主が売行きが思わしくないであろうことを苦慮している物品とか、あるいは他の中荷に比較して口銭率が高い商品とか、それぞれの物品の先行き、利潤率、その他諸般の条件を考慮して、それぞれの物品に相応の比率を定め、その売行きによって歩合計算をして、売捌き船員に所定の金額を支給する方法である。この方法を実施していたことによって同家の廻船を「切出し船」とさえ呼称していた程である。ところで、時代は新らしくなるが、宮下家の場合に、売買仕切帳に「切出し分」と明記された部分のある帳簿を調べると、次の第五表から第八表にあげた明治三十六年度分明神丸・明宝丸、明治三十八年度分明生丸の売買仕切帳を拾い出すことができる。しかしその「切出し」も全売仕切についてではない。しかし、当時実施されていた「切出し」の概略は知ることが出来る。

右にあげた三船の例をみると、「切出し」の歩合が明らかにしうるものは、いずれかといえば、下り時の中荷についてである。「登り荷物」については、材木・鯨・同ノ粕・鯨干加・昆布などについて「船中切出し」の記載はあるけれども、何を基準にして算出されたか明らかではない。また羽鯨などは「切出し」があったか否かさえない。したがって、すべての取扱物品に「切出し」があったわけではない。

「下り荷物」の「船中切出し」について、第五表、明神丸の例によると、それぞれの物品の「切出し」は、その物品の売買単位量（空罐—一罐 釘—一樽 塩—一俵・瓦—一〇〇枚等）によつたらしく、物品の金額（一個当り価格・総計額）によつていないことが知られる。勿論金額にはよらなとはいっても、単価の異なる諸物品を一率に、同額の「切出し」にしたのではなく、一挺について三銭・一個について一銭五厘・一袋について六銭などと、その物品の

第5表 明治36年度 明神丸切出し

日附	売買地	物品名	数量	金額 (円)	切出し		
					金額 (円)	歩合	
4.16	柏崎	罐 籾	1359罐	585.36	}	1罐ニ付 0.6銭	
		香 釘	20罐	6.92		8.25	3銭
		空 二洋半	10挺	61.50		.30	1挺ニ付 1.5銭
4.26	加茂	備 白	165個	1,442.362		2.475	1束ニ付 6銭
		後 引	60束	211.100		.60	1挺ニ付 3銭
		鳥 砂	14挺	169.926		.42	1袋ニ付 3銭
		塩 硝	500俵	601.150		15.00	1個ニ付 3銭
		子瓦	10個	65.000		.30	100枚ニ付 2銭
5. 2	山都茂	板石	18,223枚	228.161		36.40	一挺ニ付 4銭
2.19	福壽加	見 砂	105挺	819.722		4.20	
4.26	山都茂	唐 厩	143袋	1,154.653	}	9.20	1袋ニ付 6銭
5. 2	山都茂	上 等	11叭				
5. 2	山都茂	上 等	11叭	1,154.653		9.20	1袋ニ付 6銭
4.26	山都茂	三 能	2,387俵	2,183.865	}	54.596	1組ニ付 5銭
8.28	山都茂	三 能	61俵				
	山都茂	三 能	300組	47.50		15.00	1袋ニ付 5銭
	山都茂	三 能	158俵	90.50		7.90	1俵ニ付 5銭
	山都茂	三 能	150束	112.617		3.10	
	山都茂	三 能	531束	562.520		27.37	
	山都茂	三 能	(4,512.500×)				
	山都茂	三 能	61間166	259.893		53.66	
	山都茂	三 能	49間01				

第6表 明治36年度 明宝丸切出し利金

日附	売買地	物品名	数量	金額(円)	売買利益(A)	切出し		利益(A)-(B)
						金額(円)(B)	歩合	
5. 11	博多	但馬松材 2間半 1間半 但馬松角材 2間 2間半	156本 213" 57" 7"	214,254 189,471				
		但馬杉角材 1間 但馬杉 6歩板 同 4分板 松1寸3分板 " 6分板	19" 221間 152" 72" 86.5間	36,974 138,125 36,000 15,392 43,723	86,047	40.00	46.047	
12. 19	下博	関多 但馬杉板取角 但馬島玉砂糖	4本 211間 27丁 15"	65,655 100,520 216,198 120,202	37,682	3.68	1丁=4錢	34,009
5. 25	佐象	"	1"	8,456				
6. 10	江	差	49"	424,826				
6. 21	佐渡小	馬行 李	117個	112,200				
5. 25	象江	"	17"	27,130				
6. 10	江	"	31"	46,650				
6. 21	小	洋硝	1樽	6,80				
5. 25	"	釘子	2個	14.50				



6. 11	象	鶴	洋	14丁	93.85	} 739.097	54.323	} 684.774
6. 2	加	茂	三	1,000俵	1,110.00			
6. 10	象	茂	田	823"	1,062.926	} 25.759	1.00	} 24.759
6. 2	加	茂	青	50本	99.573			
6. 10	象	鶴	七	8丸	15.523	} 13.022	.90	} 11.122
6. 21	江	鶴	島	42本	88.200			
6. 10	象	鶴	硝	13函	92.300	} 12.781	.30	} 12.481
"	"	"	島	10丁	134.744			
"	"	"	大	3函	12.900	} 11.688	.02	} 11.568
"	"	"	線	6丸	90.00			
6. 21	江	差	半	2個	30.00	} 33.278	2.20	} 31.078
7. 1	江	差	柳	95個	141.50			
6. 21	江	差	庄	100俵	644.91	} 26.628	7.906	} 18.722
9. 18	象	鶴	內	45罐	142.83			
			行	54函	115.46	} 2.76	.50	} 1.568
			白	30丁	233.023			
			米	40丁	354.370	} 11.32	11.32	} 1.568
			油	1414罐	667.360			
9. 4	越	後	島	10俵	106.920	} 36.93	.30	} 36.93
"	"	"	黑	410俵	360.325			
9. 18	象	茂	砂	44本	104.897	} 35.000	.50	} 35.000
9. 18	象	茂	砂	5樽	35.000			
10. 8	象	茂	玉	2"	13.000	} 137.800	.39	} 137.800
9. 18	象	茂	砂	26丸	137.800			

10.	4	象本	瀧庄	□	印半紙	15丸	215.40	} 72.05		
9.	18	象	瀧	○	福印半紙	55 "	743.10			
10.	8	江	差		"	6丸	87.00	} 0.36		
9.	7	尾	道		"	16本	54,694			
12.	2	尾	道		塩越	13個	216,120	} 7.02		
10.	23	隱	郷		三ツ石	69俵	343.28			
10.	30	石	見		"	27束	23,101	} 19.802		
11.	2	長	門		昆	87 "	101,554			
11.	5	越	室		三ツ切	53 "	43,551	} 3.445		
11.	15	石	見		長三	41 "	45,471			
11.	25	室	越		三ツ切	111 "	117,252	} 1.65		
10.	31	石	見		北三	30駄	29,264			
"	"	石	見		斗	162駄	135,665	} 35.567		
10.	30	長	濱		8升	34俵	141,079			
11.	2	須	佐		ノ	28俵	409.42	} 1.65		
11.	5	越	ケ		江	(694,800實)	48,831			
11.	9	下	関		差	(79,900)	48,831	} 35.567		
					打	(156,500實)	94,063			
					切	(253,300實)	147,752	} 1.65		
					切		32.50			

第7表 明年38年度 明生丸切出し(その一)

日附	売買地	物品名	数	量	金額(円)	切出し	
						金額(円)	歩合
5. 1	羽後象瀉	判縮(100枚造)	4丸	4丸	112.00	}	1丸二付4錢
	"	ソトソ縮(20枚造)	4"	4"	73.60		
	"	素麵	24函	24函	60.00	}	.65
	"	友白髮硝	24"	24"	62.40		
4. 18	佐渡小木	硝子(美濃判)	4"	4"	36.00	}	.30
5. 1	象岩内	"	2"	2"	17.80		
6. 7	象岩加但	"	4"	4"	36.50	}	.12
5. 17	茂馬内	半琉球玉(15×入)	3丸	3丸	49.50		
4. 9	茂馬木	紙	3丁	3丁	43.25	}	.80
4. 18	小象岩	砂糖	3"	3"	44.59		
5. 1	小象岩	"	3"	3"	44.68	}	.21
6. 7	岩内木	柳行李(取合)	11"	11"	161.915		
4. 18	小象岩	"	13函	13函	14.113	}	.21
5. 5	象但象	田尻(取合)	34"	34"	36.157		
5. 1	象但象	三田戸(置表)	1348錠	6束	1,644.56	}	34.50
4. 4	象但象	"	6束	6束	10.98		
5. 1	象但象	"	5丸	5丸	9.00	}	.50
5. 1	象但象	"	39束	39束	70.24		
5. 1	象但象	岩見半紙(取合)	53丸	53丸	464.434	}	1.74
5. 3	象但象	"	63"	63"	531.682		

5. 1	象	瀉	大	島	白	砂	糖	5挺	113.370	.15	1挺二付3銭
" "	"	"	大	島	玉	砂	糖	52"	774.316	2.08	1挺二付4銭
10. 11	本	庄	"	"	鯨	"	"	3樽 (42.930貫)	42.910	.12	11樽二付4銭
5. 1	象	瀉	洋	"	釘(取合)	"	"	4樽 (60.600貫)	42.880	.16	"
5. 5	加	茂瀉内瀉内	"	"	"	"	"	6樽	51.300		1樽二付3銭
5. 17	加	茂瀉内瀉内	"	"	"	"	"	1"	8.270	.24	1樽二付4銭
5. 1	象	瀉	大	阪	酒(千秋)	"	"	1"	8.100		
5. 7	象	瀉	"	"	"	"	"	4樽	66.64	.24	1樽二付4銭
5. 1	象	瀉	半	"	"	"	"	2"	32.00		
6. 7	象	瀉	"	"	"	"	"	8丸	80.20	.195	1丸二付1.5銭
4. 45	"	"	空	"	"	"	"	5個	37.60		
"	"	"	空	"	"	"	"	1,788罐	822.48		
6. 7	岩	内	口	ソ	ヤ	"	"	7"	3.045		
"	"	"	空	"	"	"	"	303"	115.14	15.008	
"	"	"	棒	"	"	"	"	2個	.28		
"	"	"	空	罐	"	"	"	46罐	96.20		
"	"	"	加	茂	二	等	白	65袋	344.85		
"	"	"	"	"	"	"	"	517"	2582.239		
								(3.93升入)			
										(損金 1,102円、切出しなし)	
										1.671	
										30.042	

第8表 明治30年分 明生丸切出し (その二)

日附	売先	物品名	数量	金額(円)		切出し	
				単価	代金	金額(円)	歩合
5. 6	浜坂	塩	2,800俵	.30	840,000	}	2分5厘
6. 12		"	500"	.286	143,000		
		"	934"	.30	280,200		
		"	450"	.297	133,650		
7. 3		塩安	1,400"	平均 1.080	1546,260	38,275	1.5銭
8. 15		大麥	228"		866,931	9,000	
5. 27		石空	80罐	.450	237,720	1,200	1罐ニ
		口シヤ	1,677"	.420	754,650		
		空罐	46"	.380	19,320		
			279"		106,020		
			(計2002罐)		(879,990)	16.00	1罐ニ 0.8銭
5. 20		諸寄	502丁	.0425	21,335	}	4.00
		鍊砥石	505束	.205	103,525		
		砥石	543丁	.050	27,150		
		鍊砥石(20入)	38束	.200	7,600		
		青鍊砥石	50丁	.050	2,500		
6. 4		青鍊砥石	33個	.270	8,910		
8. 4	村上仁平	石か	1455,780貫	2.20	263,106	0.26	
8. 9		鍊三田尻塩	1383俵	2.24	3,043,163		
		"	87"		194,88		

7. 21	葉山孫一郎	計	(1487俵)		(3238, 048)	37, 175	1 罐ニ付0. 8銭
		空 ロ ソ ヤ 香 罐	2770罐 108〃 197〃	. 472 . 442 . 380	1307. 44 47, 736 74, 860	24, 60	
8. 10	破船に付き年間損益勘定		(円)				
		38年分魚油揚置損 塩 813俵元賦金用 半紙年賦金用 破船時入	113. 47 1606. 80 54. 00 56. 056	1 番登りりりりり 1 番下りりりりり 2 番上りりりりり 2 番下りりりりり 37年分揚置物 鹽干か	金 金 金 金 金 金 分	737, 394 990, 426 455, 907 518, 612 289, 581 60, 663	(円)
		差引 残	1, 830, 326 1222, 357	入 り 利 益 用 金	3052, 683 606, 997 615, 360		

価格は勿論、売買の先行きをも考慮して「切出し」額が定められている。

また、明神丸の例によると、売買地の遠近の如何にかかわらず、換言すれば、中荷を運送する航海距離の長短にかかわらず、同一物品の「切出し」額は一定であって、第五表の玉砂糖の例のように、北海道の寿都であっても、瀬戸内の福山であっても、その「切出し」は一挺について四銭である。第八表を除いて他の表は物品の売買単価を

省略したが、売買地によって同一物品の売買単価は異なり、それは第八表の塩のように、同日同一地においてさえ、その相手が変われば単価を異にしている。したがって売買総金額の受取りも違ってくる。物品の中には「二分五厘」と記しているような例もあるが、その殆んどは、右のような受取金額の如何んにかかわらず、個数当りの「切出し」高を出しているようである。

「切出し」の率は、勿論船主（経営者）が決定したもので、船々によって異なっていない。年度を異にしても同一のものもあり、また空罐のように、明治三十六年度には一罐について六厘であったものが、明治三十八年度には八厘に値上げされているものもある。このような点から、船主がその物品についての需給の如何ん、利潤率の如何んを考慮して随時に船中の得心のえられるような額に決定したものと考えてよいであろう。ただその物品に「切出し」が附されているにしても、売買の都合で利益にならず、損金を出すような場合は「切出し」は取消して、何時の場合も「切出し」は、利潤をあげることによって得られるものであったということが出来る。

以上、但馬の北前船について、明治時代の宮下家の場合について、誠に杜撰な、その概略を述べたが、今後収録した資料を中心に、経営分析をおこなって行きたいと思っている。大方の叱正と教示を賜れば幸甚である。尚この調査にあたり、宮下仙五郎家をはじめ、豊岡高等学校山本茂信氏をキャップとする浜坂町史編集室の中井寿孝氏その他の方々に多大の便宜をはかって戴いたことを、記して感謝の意を述べる次第である。

注（一）牧野隆信「北前船研究」北海道地方史研究第四七号

（二）同氏「近世における海運業の経営」社会経済史二九の一

（三）松尾進著「海道」八日本の産業Vシリーズ3有斐閣昭和三四年刊

（四）佐々木誠治著「日本海運の近代化」海文堂昭和三六年刊

- (5) 同氏右同書一六五頁以下
- (6) 堀田成雄著「北前船と西村屋忠兵衛」羽咋市教育委員会昭和三八年刊 西村通男「海商三代の記録」
- (7) 隠岐嶋後布施村の山口常賢家(岩口常八時代に廻船業を行なう)に幕末・維新の「万浜帳」「水揚帳」「仕切帳」の若干が保存されている。同文書に、神戸船宿綱盛源兵衛の宛名が散見しうるので、宮下家と同じ船宿に出入りしたことが知られる。しかも明治末期に山口家持船春日丸が城崎郡香住町安木浜で難船し、宮下家によって難船救助が行なわれている。
- (8) 若林泰「諸国御客帳」の原所有者について」近世史研究六〇号
- (9) 中井寿孝「日本海の回滞業について」兵庫史学二六号
- (10) 宮下家所蔵文書は、幕末から明治・大正・昭和にわたる廻船・田畑・山林関係の三部門に分れる。  
廻船関係は、慶応三年から明治四十四年までの四十五年間の、「金銀出入帳」・「船舶金銭出入帳」・「船玉雑費帳」・「電信手紙料扣帳」・「主人差引帳」・「目録帳」・「勘定帳」・「仕切帳」・その他で二五〇冊余の長帳と、「仕切帳」に記録された売買取引の一件毎に出された売買仕切状数千通が残されている。しかし所有した船舶の稼働の記録である諸帳簿の悉皆が残されているわけではなく、明治十年代の頃のもの欠けている。しかしその数量は、私達三人(関西大学大学院学生皆廻康一・経済学部学生中畑鴻)が三十七年度と三十八年度の夏期休暇に一週間づつを当てて漸く一心整理し、目を通しえた量である。
- (11) 右の諸文書によって作成した。
- (12) 河野正富「天保以後の北前船」経済史研究二三の四
- (13) 大乘寺々田は宮下家の所有地となったが後日再び寺田として同家より寄進されたといわれる。